

平成20年6月24日(火)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

- (1) 議案 7件 (別紙)
- (2) 陳情 1件 (別紙)

2 協議又は報告事項

- (1) 委員会発議案について
- (2) 閉会中の継続調査事件について
 - ・行財政運営の改善合理化について
 - ・私学教育の振興について
- (3) 首都圏等での岡山県の魅力アピールについて
- (4) 平成21年度国に対する提案事項(案)について
- (5) チボリ・ジャパン社取締役会の概要について
- (6) その他

○ 次回委員会

・平成20年7月15日(火) 午前10時30分～

○ 閉 会

| |
|-------|
| 総務委員会 |
|-------|

- 1 議第43号 財産の貸付けについて
(倉敷チボリ公園県整備施設及び土地)
- 2 議第45号 物品の取得について
(消防防災ヘリコプター 1機)
- 3 議第46号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 4 議第47号 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 5 議第48号 岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例
- 6 諮第 1号 行政財産の使用許可に係る異議申立てについて
- 7 報第 5号 知事の専決処分した控訴の提起について

総務委員会陳情一覧表

○継続分 1 件

| 付託委員会名 | 総務委員会 | | | | | | | |
|--------------------|--------------------------------|--|----|------|----|------------|----------------|----|
| | 受理番号 (受理年月日) | 提出者 | 要旨 | 紹介議員 | 採否 | 委員会の 意見 | 執行機関に 対する措置 | |
| | | | | | | | 送付 | 回答 |
| 陳情第50号 (20.2.4) | 備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男 | 永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について | | | | | | |

| 付託委員会名 | 総務委員会 | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|--|------|----|------------|----------------|----|
| 受理番号 (受理年月日) | 提出者 | 要旨 | 紹介議員 | 採否 | 委員会の 意見 | 執行機関に 対する措置 | |
| | | | | | | 送付 | 回答 |
| 陳情第50号 (20. 2. 4) | 備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男 | 永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について | | | | | |

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体がその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断していただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

- 1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利(第15条第1項)としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている(第93条第2項)。そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。
- 2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告(民団団員)の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互惠主義ののっとなって日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかるに我が国には現在永住外国人は約70万人であるので、相互互惠といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心に統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというのは、著しく妥当性を欠く。

5 基本的人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただいて、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」が継続審議とされていることから、その動向を注視してまいりたい。

地方交付税の総額確保を求める意見書（案）

地方分権の推進、少子・高齢化への対応、防災・防犯に対する安全・安心の確保など、地方の行政需要は増大しており、地方自治体の果たす役割はますます重要になってきているが、平成16年度には、地方交付税の一方的な削減が行われたため、多くの自治体において歳出予算の大幅な削減を余儀なくされ、公共サービスの見直しを迫られている。

岡山県においては、平成9年以来、3次にわたる行財政改革に取り組み、特に県債残高や公債費といったいわゆるストックベースに関わる部分で一定の改善をみてきたものの、この交付税ショックにより、約300億円規模で一般財源が激減し、現在の状況が続いた場合の向こう10年の傾向を見ると、構造的に約300～400億円規模で毎年の収支不足が見込まれるとともに、特定目的基金からの繰替運用等の緊急避難的な対策も限界に近づいてきたところである。

このような地方の実情・行革努力を無視して、一方的に削減が行われた地方交付税の総額確保がなされなければ、真の地方分権社会の実現に向けた自主財源の確保はいうまでもなく、標準的な行政サービスの水準を維持・確保していくことすら困難である。

よって、国においては、地方において必要不可欠な財政需要を適切に算定することにより、地方交付税を総額確保し、財源保障・財政調整機能をしっかりと回復させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（ 提 出 先 ）

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

首都圏での岡山県のイメージアップ事業について

首都圏において、岡山県のイメージの一層の向上を図るため、「イチおし岡山」をキーワードに、昨年度に引き続き多様な媒体により岡山県の魅力を発信する。

| 媒体 | 期間等 | 備考 |
|-------------------------|-----------------------|---|
| ①JR山手線広告電車 (1編成) | 7月16日(水) ～7月31日(木) | ・車体広告 ・中吊り広告 ・まど上ポスター (県民等による手書きメッセージ) |
| ②ポスターの駅貼り (東京メトロ銀座駅) | 7月22日(火) ～7月28日(月) | ・岡山屋銀座店の告知 |
| ③街頭ビジョン | 7月16日(水) ～7月29日(火) | ・都内4箇所 |
| ④テレビスポットCM等 の放映 | 7月16日(水) ～7月31日(木) | ・テレビ朝日においてCMを放映 |
| ⑤新聞広告 (日経インテレッセ) | 7月16日(水) | ・広告記事(1/2ページ) |
| ⑥新聞広告 (リビング新聞) | 7月17日(木) | ・広告記事(1ページ) |

※イメージキャラクターとして桃太郎とサルに扮した本県出身のタレント「千鳥」を起用し、岡山弁を交えて明るく元気に本県の魅力をPRする。

<参考>

- ・岡山屋銀座店(銀座三越地下1階) 7月22日(火)～8月25日(月)
- ・岡山屋羽田店(羽田空港第2ターミナル2階) 7月18日(金)～9月7日(日)

総務委員会資料

○平成21年度国に対する提案事項（案）

平成20年6月24日

企画振興部

平成21年度国に対する提案事項一覧表

1 制度創設

10項目（一部新規2項目、継続8項目）

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 頁 |
|--------|------------------------------|---|
| | 1 真の分権型社会を実現する道州制の導入に向けた取組強化 | 3 |
| 一部新 | 2 地方分権改革の推進 | 3 |
| | 3 地方税財政対策の充実強化 | 4 |
| | 4 ユニバーサルデザインの推進 | 4 |
| | 5 青少年健全育成対策の推進 | 4 |
| 一部新 | 6 循環型社会の形成推進 | 4 |
| | 7 新型インフルエンザ対策の推進 | 5 |
| | 8 ハンセン病問題対策の推進 | 5 |
| | 9 プレジャーボート対策の推進 | 5 |
| | 10 教職員定数の改善・充実 | 5 |

2 制度改正等

52項目（新規4項目、一部新規13項目、継続35項目）

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 頁 |
|--------|--------------------------|---|
| | 1 瀬戸大橋の利用促進等 | 6 |
| | 2 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進 | 6 |
| 新 規 | 3 消防の広域化に対する支援措置の拡充 | 6 |
| | 4 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充 | 6 |
| 一部新 | 5 被災者生活再建支援制度の適用範囲の拡大等 | 6 |
| | 6 岡山光量子科学研究所を核とした科学技術の振興 | 6 |
| | 7 中山間地域の活性化の推進 | 6 |
| | 8 市町村合併の支援のための予算措置等 | 6 |
| 一部新 | 9 過疎対策の推進 | 6 |
| 一部新 | 10 観光立国の実現に向けた取組の推進 | 7 |
| 一部新 | 11 地方航空路線の充実 | 7 |
| | 12 岡山空港のC I Q体制の整備・充実 | 7 |
| | 13 地域情報通信基盤の整備等の推進 | 7 |
| | 14 電源三法交付金の交付延伸 | 7 |
| | 15 アスベスト対策の強化 | 7 |
| | 16 中四国横断新幹線の建設促進 | 8 |
| | 17 鉄道の整備促進及び安全対策の徹底 | 8 |
| 一部新 | 18 消費者行政の推進 | 8 |
| | 19 児島湖及び周辺環境保全対策の推進 | 8 |
| | 20 犯罪被害者等のための施策の推進 | 8 |
| | 21 第25回国民文化祭・おかやま2010の開催 | 8 |
| | 22 有害化学物質対策の推進 | 8 |
| | 23 野生鳥獣による被害防止対策の充実 | 8 |
| | 24 男女共同参画の推進 | 8 |
| | 25 特定非営利活動法人の活動支援 | 9 |
| | 26 食の安全・安心確保の推進 | 9 |
| 新 規 | 27 原油価格高騰対策の推進 | 9 |

| 新規・継続別 | 提 案 事 項 | 頁 |
|--------|--------------------------------|----|
| | 28 牛海綿状脳症（BSE）対策の充実強化 | 9 |
| 一部新 | 29 子育て支援対策の推進 | 9 |
| 一部新 | 30 高齢者支援の推進 | 10 |
| 一部新 | 31 保健医療対策の充実 | 10 |
| 一部新 | 32 障害者施策の推進 | 11 |
| | 33 人権施策の推進 | 11 |
| | 34 雇用対策等の推進 | 11 |
| | 35 社会資本整備の推進 | 11 |
| | 36 高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策等 | 11 |
| 一部新 | 37 畜産経営の安定対策 | 11 |
| 新 規 | 38 特定農地貸付法における要件緩和 | 11 |
| | 39 WTO農業交渉及びEPA交渉と国内農政の整合性の推進 | 12 |
| | 40 東アジア地域への農産物輸出機会の拡大に向けた取組の強化 | 12 |
| 一部新 | 41 セルロース系バイオエタノール製造の事業化推進 | 12 |
| | 42 森林整備法人に対する支援の充実 | 12 |
| 一部新 | 43 道路整備財源の安定的な確保 | 12 |
| | 44 特定重要港湾水島港の整備 | 12 |
| | 45 高速自動車国道の整備・効率的活用の促進 | 12 |
| | 46 地域高規格道路及び直轄道路の整備促進 | 13 |
| | 47 治水事業の推進 | 13 |
| 一部新 | 48 教育の振興 | 13 |
| 新 規 | 49 世界文化遺産への登録 | 13 |
| | 50 安全・安心まちづくり支援制度等の充実 | 13 |
| | 51 警察基盤の整備充実 | 13 |
| | 52 交通安全施設等整備の推進 | 13 |

1 制度創設

| 新・継別 | 平成 2 1 年度 提案 事項 | 関係省庁 | 県 部 局 |
|------------|---|-----------------------------|----------------------|
| | <p>1 真の分権型社会を実現する道州制の導入に向けた取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 道州制は、国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、双方が一体となった検討機関を設置するとともに、国民的な幅広い議論が行われるよう努めつつ、道州制の検討・推進を図ること。 | <p>内閣官房 内閣府 総務省</p> | <p>政策審議監</p> |
| <p>一部新</p> | <p>2 地方分権改革の推進</p> <p>(1) 国と地方の役割分担の根本的見直し等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国と地方の役割分担の根本的見直しによる国から地方へのさらなる権限及び事務事業の移譲並びに国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消と行政の簡素化を推進すること。 ②国による関与、義務付けの廃止・縮小及び税財源移譲と一体的に行う国庫補助負担金の廃止を積極的に進めること。 ③政府と地方の代表者等による「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。 <p>(2) 地方交付税について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民・住民に対して必要とされる一定水準の行政サービスの提供を可能とするため、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税等の総額を確保し、地方交付税の一方的な削減は絶対に行わないこと。 ②地方交付税の法定率の引き下げは、断じて行わないこと。 ③地方交付税は地方固有の財源であり、地方全体で共有しているということを明確化するため、名称の「地方共有税」への変更、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰入れること等について、検討すること。 <p>新(3) 地方税源の充実強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方は少子・高齢化社会を支える行政サービスの大半を担っているという役割と責任を踏まえ、国と地方の税源配分 1:1 を目指した充実強化を図ること。その際には、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくこと。 ②道路特定財源の一般財源化にあたっては、極めて厳しい地方財政及び地方の道路整備の状況等に鑑み、地方の意見を十分に踏まえた上で、税源移譲等により地方税財源を拡充する方向で検討すること。 <p>新(4) 地方消費税の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方消費税は、税収の偏在性が少なく安定的な基幹税目として、地方の財源にふさわしい税であり、今後、地方の社会保障全般の増大が避けられないことも踏まえ、基幹税として大きく充実させていく方向で検討すること。 | <p>内閣府 総務省 財務省</p> | <p>政策審議監 総務部</p> |

| 新・継別 | 平成 2 1 年 度 提 案 事 項 | 関係省庁 | 県 部 局 |
|------|---|-------------------|-------|
| | <p>3 地方税財政対策の充実強化</p> <p>(1) 地方財政健全化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ着実な財政健全化が図られるように所要の支援を引き続き行うこと。 <p>(2) 適正な地方交付税の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方の実態に応じた基準財政需要額の算定。特に経常経費の算定に当たって、社会保障関係経費の負担の増加を的確に反映すること。 <p>(3) 分権時代にふさわしい地方税制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がわかりやすいものとなるよう地方税制度を簡素化すること。 ・自動車移転登録時等の納税確認の拡大を確実にかつ迅速に実施するなど、税収の安定化や徴収の効率化を図ること。 | 内閣府 総務省 財務省 | 総務部 |
| | <p>4 ユニバーサルデザインの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の各分野におけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた各種施策の企画・立案 | 内閣府 | 企画振興部 |
| | <p>5 青少年健全育成対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害環境の排除 ①インターネット上の有害情報への対策の強化 ②有害な出版物、ビデオ、テレビ番組、ゲームソフト等への対策の強化 ③有害ながん具・刃物への対策の強化 | 内閣府 総務省 | 生活環境部 |
| 一部新 | <p>6 循環型社会の形成推進</p> <p>(1) 「もったいない運動」の推進及び普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「もったいない」の言葉を使った全国的な運動の推進 ②マスメディアを活用した全国的な普及啓発の推進 <p>(2) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の再資源化・無害化のための新技術開発 ②再生製品の利用促進対策 ③拡大生産者責任の法制度の拡充 ④特定家庭用機器再商品化制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・料金先払い制度の創設 <p>新 ・一般家庭から無償で家電製品を引き取り輸出等を行ういわゆる「買い子」の取扱いの明確化</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①産業廃棄物処理施設の施設基準の数値設定による明確化及び再資源化に当たっての中間処理基準の設定 <p>新 ②産業廃棄物処理業の変更許可の基準の見直し（事業場の追加等の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ③排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、業者の処理能力及び再資源化状況等の確認義務規定の新設 <p>(4) ごみ処理広域化計画を円滑に推進するために、市町村が行うごみ処理施設等の整備に対する支援措置の拡充</p> <p>新 (5) 海ごみの処理責任について、関係者の役割等関係法令の整備を早急に行うこと。</p> | 経済産業省 環境省 | 生活環境部 |

| 新・継別 | 平成 2 1 年 度 提 案 事 項 | 関係省庁 | 県 部 局 |
|------|---|-------|-------|
| | 7 新型インフルエンザ対策の推進 (1) 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザワクチンの研究開発等 (2) 新型インフルエンザ対策への支援 (3) 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対策への支援 | 厚生労働省 | 保健福祉部 |
| | 8 ハンセン病問題対策の推進 ・ 県が行う患者・回復者への偏見・差別の解消や社会復帰希望者への支援の取組に対するハンセン病療養所の支援・協力 ・ 全国的な普及啓発活動、社会復帰実現への取組 ・ ハンセン病療養所が保有する資料の保全 | 厚生労働省 | 保健福祉部 |
| | 9 プレジャーボート対策の推進 ・ 保管場所の確保を義務付ける制度の創設 ・ 廃船処理体制の確立 | 国土交通省 | 土 木 部 |
| | 10 教職員定数の改善・充実 ・ 学力向上や特別支援教育の充実など、今日的な学校の教育課題に対応した新たな教職員定数改善計画の策定 | 文部科学省 | 教育委員会 |

2 制度改正等

| 新・継別 | 平成21年度提案事項 | 関係省庁 | 県部局 |
|------|---|------------------------------------|-------|
| | 1 瀬戸大橋の利用促進等 (1) 大幅な料金引下げ (2) 新たな割引制度の創設等 (3) 地方負担への財源措置 ・地方負担について、厳しい財政状況に配慮した適切な財源措置を講ずること。 | 総務省 国土交通省 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 土木部 |
| | 2 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進 (1) 学校等の安全対策の推進を図ること。 (2) 自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援を行うこと。 (3) 国民や事業者の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進を図ること。 (4) 民間事業者との連携による防犯対策の推進を図ること。 | 内閣官房 | 生活環境部 |
| 新規 | 3 消防の広域化に対する支援措置の拡充 ・消防の広域化に対する都道府県及び市町村への情報の提供や財政措置など支援の拡充を行うこと。 | 消防庁 | 総務部 |
| | 4 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充 ・消防救急無線のデジタル化整備に対する市町村への支援措置の拡充 | 消防庁 | 総務部 |
| 一部新 | 5 被災者生活再建支援制度の適用範囲の拡大等 新 ・大規模な自然災害による被害を受けた世帯への支援体制の充実を図るため、法の適用範囲を拡大するとともに、被害実態に合うよう支給額を引き上げること。また、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講ずること。 | 内閣府 | 総務部 |
| | 6 岡山光量子科学研究所を核とした科学技術の振興 ・地域における科学技術の振興、特に基礎研究の分野における地方独自の取組に対する情報の交換や人材の交流など幅広い支援 | 文部科学省 | 企画振興部 |
| | 7 中山間地域の活性化の推進 (1) 総合的な基本方針の策定等 (2) 総合窓口の設置 | 総務省 農林水産省 国土交通省 | 企画振興部 |
| | 8 市町村合併の支援のための予算措置等 ・合併市町村補助金や合併特例債、交付税措置などの合併支援が確実に行われるよう、旧合併特例法や国の支援プランに基づく市町村合併支援のための十分な配慮及び新支援プランに基づく必要な地方財政措置等への十分な配慮 | 総務省 | 企画振興部 |
| 一部新 | 9 過疎対策の推進 新 (1) 新たな過疎対策法の制定 (2) 過疎対策事業債の見直し等 | 内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 | 企画振興部 |

| 新・継別 | 平成21年度提案事項 | 関係省庁 | 県部局 |
|------|--|---|-------------------------|
| 一部新 | 10 観光立国の実現に向けた取組の推進 新 <ul style="list-style-type: none"> 地方との密接な連携のもとでの、訪日観光客の受入体制の整備、魅力ある観光地や環境の整備、岡山県を含む広域観光ルートの開発などへの積極的な取組 国際会議の地方での開催、とりわけ岡山県での開催についての特段の配慮 | 国土交通省 | 産業労働部 |
| 一部新 | 11 地方航空路線の充実 新 <ul style="list-style-type: none"> 羽田空港再拡張に伴う地方航空路線の発着枠の確保 地方航空路線の維持・拡充に対する格段の配慮 | 国土交通省 | 企画振興部 |
| | 12 岡山空港のC I Q体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> C I Q業務について、増便等に十分対応が可能な人員配置 | 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 | 企画振興部 |
| | 13 地域情報通信基盤の整備等の推進 (1) 条件不利地域における情報格差の是正等 <ul style="list-style-type: none"> 過疎・中山間地域等における情報通信格差の是正に向けた施策の拡充と積極的な推進 (2) 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進 <ul style="list-style-type: none"> 中継局の早期整備や現地調査による受信不能地域の把握 経済的弱者に対する支援 衛星によるセーフティネットについて、視聴者の費用負担に対する配慮 (3) ユビキタス社会の推進 <ul style="list-style-type: none"> 無線等の新技術を活用した実証プロジェクトの推進 地域課題をICTを活用して解決する「地域ICT活用モデル構築事業」の制度拡充 (4) 電子自治体の推進 <ul style="list-style-type: none"> オンライン利用率の向上に向けた、公的個人認証サービスの普及に向けた取組の充実 公的個人認証サービスの安定的な運用のため、同システムの更新経費に関する財源措置 | 総務省 | 企画振興部 |
| | 14 電源三法交付金の交付延伸 <ul style="list-style-type: none"> 電源三法交付金の交付延伸 | 文部科学省 | 企画振興部 生活環境部 産業労働部 |
| | 15 アスベスト対策の強化 (1) 関係省庁との連携強化及び相談支援体制の充実 (2) 健康被害者への治療等の早急な実施 (3) アスベスト含有建材に関する情報提供 (4) 民間建築物のアスベスト除去等に対する支援 (5) アスベスト環境基準の設定 (6) 安全かつ安価なアスベスト除去処理方法の研究等 | 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 生活環境部 |

| 新・継別 | 平成21年度提案事項 | 関係省庁 | 県部局 |
|------|--|------------------------------|----------------|
| | 16 中四国横断新幹線の建設促進 (1) 中四国横断新幹線(高規格鉄道)の早期実現 (2) 段階的な整備として、JR伯備線、JR瀬戸大橋線へのフリーゲージトレインの導入 (3) 導入に当たっての国による支援制度の創設 | 国土交通省 | 生活環境部 |
| | 17 鉄道の整備促進及び安全対策の徹底 (1) JR在来線の輸送改善及び近代化等 (2) 地方鉄道におけるシームレス化の推進 ・第三セクター井原線のJR岡山駅・倉敷駅への乗入れ及び福山駅乗入れ便増便 (3) 公共交通事業者が取り組む安全対策への指導・監督徹底 | 国土交通省 | 生活環境部 |
| 一部新 | 18 消費者行政の推進 (1) 消費者教育・啓発の充実、迅速かつ的確な情報提供 新(2) 消費生活センター相談機能充実のための支援体制・連携強化 (3) 消費生活センター等公的な裁判外紛争処理機関の充実強化 | 内閣府 | 生活環境部 |
| | 19 児島湖及び周辺環境保全対策の推進 ・湖沼水質保全計画に掲げる事業に対する支援 | 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 | 生活環境部 |
| | 20 犯罪被害者等のための施策の推進 ・犯罪被害者等に対する経済的支援や民間団体への援助について、全国同じレベルの支援を受けることができるよう必要な措置を講じること | 内閣府 | 生活環境部 |
| | 21 第25回国民文化祭・おかやま2010の開催 ・平成22年開催の国民文化祭の成功に向けた支援 | 文化庁 | 生活環境部 |
| | 22 有害化学物質対策の推進 (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染を未然防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究の積極的な実施、環境基準・指針値の設定等、実効ある排出抑制対策の推進 (2) 効率的かつ簡易で安全な分析方法の早期確立及び今後新たな分析に要する高度な機器の整備支援 | 環境省 | 生活環境部 |
| | 23 野生鳥獣による被害防止対策の充実 ・科学的・計画的な保護管理技術等を確立し、環境省と農林水産省が一体となり、実効ある被害防止対策を講じること ・県域を越えて広域に分布する種について、広域保護管理指針を策定すること | 農林水産省 環境省 | 生活環境部 農林水産部 |
| | 24 男女共同参画の推進 (1) 国民各層のコンセンサスづくりや普及啓発の取組の強化 (2) 女性相談所の充実強化 | 内閣府 厚生労働省 | 生活環境部 保健福祉部 |

| 新・継別 | 平成 2 1 年 度 提 案 事 項 | 関係省庁 | 県 部 局 |
|------|--|---|-------------------------|
| | 25 特定非営利活動法人の活動支援 ・認定NPO法人制度における認定要件の一層の緩和 | 内 閣 府 | 生活環境部 |
| | 26 食の安全・安心確保の推進 (1) 食品表示を規定した複数の法で異なる表示項目等の整合性の早期確保 (2) 食品のトレーサビリティシステムの普及促進 (3) 輸入食品の安全確保 (4) 残留農薬等に関する検査法の開発とリスクコミュニケーションの推進 | 内 閣 府 厚生労働省 農林水産省 公正取引委員会 | 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 |
| 新規 | 27 原油価格高騰対策の推進 (1) エネルギー自給率向上に向けた取組やエネルギー価格の安定化対策など、総合的かつ長期的視点に立ったエネルギー政策の推進 (2) 原油価格高騰に伴う深刻な影響を受けている中小企業者や農林漁業者への経営安定化対策の強化 (3) 生活関連商品の便乗値上げ等の防止 | 内 閣 府 経済産業省 農林水産省 国土交通省 環 境 省 | 生活環境部 産業労働部 農林水産部 |
| | 28 牛海綿状脳症（BSE）対策の充実強化 ・リスクコミュニケーションの実施 ・米国产輸入牛肉の安全確保のための措置 | 内 閣 府 厚生労働省 農林水産省 | 保健福祉部 農林水産部 |
| 一部新 | 29 子育て支援対策の推進 (1) 次世代育成支援のための意識啓発 (2) 児童虐待防止等の支援体制の充実 ①児童養護施設等への職員配置基準の改善 ②児童養護施設等施設におけるケアの小規模化の推進 ③児童自立援助ホーム設置運営に対する支援の拡充 ④発達障害等のある子どもの養育者に対する支援 ⑤要保護児童対策地域協議会の常勤職員確保に向けた交付税措置 (3) 地域の子育て支援の充実 ①延長保育、一時保育等保育施策の充実 ②地域の実情に応じた取組の展開と制度拡充による放課後対策の推進 (4) 育児のための負担軽減 ・児童手当制度の拡充、保育料の負担軽減等 | 内 閣 府 厚生労働省 | 保健福祉部 教育委員会 |

| 新・継別 | 平成 2 1 年 度 提 案 事 項 | 関係省庁 | 県 部 局 |
|--|--|-------|-------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div> | <p>30 高齢者支援の推進</p> <p>新(1) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿医療制度の見直しを行う場合、地方の提案・要望等を十分に聞き、国民のコンセンサスを得た上で、持続可能な制度とするとともに、関係者に対する周知に十分な期間の確保と具体的な内容の早期の情報提供を行うこと。また、地方公共団体に新たな財政負担が生じないよう、国において十分な財源措置を講じること。 <p>新(2) 介護職員の労働環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の給与水準や労働実態等を勘案した適切な水準の介護報酬の設定 ・介護報酬等の設定における専門性の高い介護職員の適切な評価 ・介護職員の配置基準の見直しと必要な介護職員が配置可能な介護報酬の設定 <p>(3) 地域包括支援体制の充実</p> <p>(4) 認知症高齢者支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の向上と普及 ・発症予防に関する調査研究の推進 <p>(5) 介護サービス基盤整備等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤整備及び地域支援事業等への支援と介護予防プラン作成に係る介護報酬の見直し <p>(6) 高齢者虐待防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく地方公共団体の取組への支援 | 厚生労働省 | 保健福祉部 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div> | <p>31 保健医療対策の充実</p> <p>(1) 保健医療従事者の養成確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師不足や偏在解消のための総合的な施策実施 ・看護職員の勤務環境改善のための院内保育施策の充実 ・助産師の養成数増加に向けた総合的な施策実施 <p>(2) 医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急及びへき地医療体制の充実に向けた支援 ・ドクターヘリ継続のため、自治体等の負担が増加しない支援の継続 ・災害拠点病院の実地訓練に対する支援 <p>(3) 特定疾患治療研究事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への確実な財政措置、対象疾病の拡大及び法制化の推進 ・事業の保健所設置市への移行 <p>(4) 母子保健医療対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費公費負担制度の創設 ・新生児聴覚検査事業制度の創設 ・周産期医療システム充実のための財政支援措置拡充 <p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾患治療研究事業の地方公共団体への確実な財政措置 | 厚生労働省 | 保健福祉部 |

| 新・継別 | 平成21年度提案事項 | 関係省庁 | 県部局 |
|------|--|------------------------------|----------------|
| 一部新 | 32 障害者施策の推進 新・障害者自立支援法の見直しに当たっての地方の提案等への十分な配慮、適切な周知期間の確保及び早期の情報提供 新・見直しに伴う地方自治体への新たな負担を求めることのないような十分な財政措置及びサービス基盤の整備や地域生活支援事業等に支障が生じないような十分な支援措置 | 厚生労働省 | 保健福祉部 |
| | 33 人権施策の推進 (1) 啓発活動の積極的な推進 (2) 人権教育、人権啓発に関する施策及び人権擁護活動の積極的な推進に対する措置 | 法務省 文部科学省 | 産業労働部 教育委員会 |
| | 34 雇用対策等の推進 (1) 高年齢者雇用対策の強化 (2) 障害者雇用対策の強化 (3) ニート就労対策の強化 (4) 技術・技能継承策の強化 | 厚生労働省 | 産業労働部 |
| | 35 社会資本整備の推進 ・本県の個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基礎となる道路や河川、農業基盤など、社会資本整備の推進 | 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省 | 農林水産部 土木部 |
| | 36 高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策等 ・発生と同時の調査着手と、防止対策技術の確立・普及 | 農林水産省 | 農林水産部 |
| 一部新 | 37 畜産経営の安定対策 (1) 価格保証対策の維持 ・肉用子牛価格保証制度、肥育牛経営安定対策、肉豚価格安定制度、卵価安定基金制度の維持 新(2) 配合飼料価格の高騰対策 ・配合飼料価格安定制度の円滑な運用のための基金財源の確保と、高値が恒常化した場合の発動要件の見直し等 ・生産コストの上昇分が適正に小売価格に反映されるよう、消費者等への理解促進 新(3) 自給飼料増産対策の強化 ・耕畜連携水田活用対策の強化と、飼料の円滑な広域流通のための支援策と圧縮梱包技術の開発 | 農林水産省 | 農林水産部 |
| 新規 | 38 特定農地貸付法における要件緩和 ・耕作放棄地の利用増進を図るため、特定農地貸付制度の貸付要件緩和 | 農林水産省 | 農林水産部 |

| 新・継別 | 平成21年度提案事項 | 関係省庁 | 県部局 |
|------|--|---|-------|
| | 39 WTO農業交渉及びEPA交渉と国内農政の整合性の推進 (1) 新たな農産物貿易ルールの確立 ・WTO農業協定の今次交渉及び経済連携協定(EPA)交渉において、我が国農業の継続的発展が可能となるような農産物貿易ルールの確立 (2) 日豪EPA交渉における重要品目への配慮 ・米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など、我が国にとって極めて重要な品目については、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること (3) ミニマム・アクセス米の輸入抑制 ・国産米の需給や価格等に影響を与えないよう輸入量の抑制 | 農林水産省 | 農林水産部 |
| | 40 東アジア地域への農産物輸出機会の拡大に向けた取組の強化 (1) 中国向け生果実等の輸入解禁 (2) 東アジア地域における農産物の輸入関税率の引下げ | 農林水産省 | 農林水産部 |
| 一部新 | 41 セルロース系バイオエタノール製造の事業化推進 新 (1) 公的支援制度の拡充 ・省庁横断的取組による支援メニューの体系的整理・統合と、モデル地域選定による集中的な支援制度の創設 新 (2) 制度上のインフラ整備 ・原料ガソリン安定供給や高濃度混和の環境整備など | 内閣府 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 産業労働部 |
| | 42 森林整備法人に対する支援の充実 ・森林整備法人の経営安定化のために県が実施する施策に対する財政支援の充実 | 林野庁 | 農林水産部 |
| 一部新 | 43 道路整備財源の安定的な確保 新 ・地方が主体的に道路整備に取り組むための財源の安定的な確保 | 総務省 財務省 国土交通省 | 土木部 |
| | 44 特定重要港湾水島港の整備 (1) 水島・玉島地区間の連携強化 ・新高梁川橋梁の整備促進 (2) コンテナ機能の強化 ・水深12m岸壁(耐震強化岸壁)の整備促進 ・玉島東航路の整備促進 | 国土交通省 | 土木部 |
| | 45 高速自動車国道の整備・効率的活用の促進 (1) 中国横断自動車道岡山米子線 ・4車線化の整備促進及び残る区間の4車線化 (2) 中国横断自動車道姫路鳥取線 ・佐用～西栗倉間の整備促進 (3) 高速道路料金の引下げ | 国土交通省 | 土木部 |

| 新・継別 | 平成 2 1 年 度 提 案 事 項 | 関係省庁 | 県 部 局 |
|------|---|---------------------|-----------------------|
| | 46 地域高規格道路及び直轄道路の整備促進 (1) 地域高規格道路の整備促進 ・倉敷福山道路、空港津山道路、岡山環状道路、美作岡山道路、北条湯原道路 (2) 都市部の交通円滑化 ・国道2号岡山市内の交差点の立体化など渋滞対策の促進 ・国道2号倉敷市内の4車線化促進 (3) 広域交通網の整備 ・国道2号岡山バイパスの暫定供用区間の整備促進 ・志戸坂峠道路(国道373号)の整備促進 (4) 物流拠点の充実・強化 ・国道53号岡山北バイパス(岡山空港アクセス)の整備促進 ・国道180号総社・一宮バイパス(岡山空港アクセス)の整備促進 | 国土交通省 | 土 木 部 |
| | 47 治水事業の推進 ・直轄河川改修の促進 | 国土交通省 | 土 木 部 |
| 一部新 | 48 教育の振興 新 (1) 公立学校施設の耐震化等の促進 ・計画の着実な実施に必要な支援の拡充 (2) 奨学金制度の拡充 ・貸与人員の増員等の奨学金制度の拡充 新 (3) ネットいじめ問題への対策充実 ・有害サイト規制法の周知等による啓発、インストラクターの養成など、関係省庁一体となった、実効ある取組充実 (4) 放課後対策の推進 ・地域の実情に応じた取組の展開と制度拡充 新 (5) 教員免許更新制の円滑な導入 ・教育現場に支障を生じない実効性のある効率的かつ、都道府県へ新たな負担の生じることのない制度導入 (6) 私学の振興 ・地域の実情に即した私学振興を積極的に展開するための国における支援 | 内閣府 総務省 文部科学省 | 総務部 保健福祉部 教育委員会 |
| 新規 | 49 世界文化遺産への登録 ・「近世岡山の文化・土木遺産群－岡山藩郡代津田永忠の事績－」の世界遺産暫定一覧表への追加記載 | 文化庁 | 教育委員会 |
| | 50 安全・安心まちづくり支援制度等の充実 ・「地域安全安心ステーション」推進事業の継続・拡充 | 警察庁 | 警察本部 |
| | 51 警察基盤の整備充実 ・警察官の増員 ・装備資機材の整備充実 | 警察庁 | 警察本部 |
| | 52 交通安全施設等整備の推進 ・新交通管理システムの整備充実等 | 警察庁 | 警察本部 |

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

6月20日(金)、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、今後の公園運営について審議が行われた。その概要等は、次のとおりである。

1 完全民営化案

- ① 伊原木副会長から、次のことを前提として、完全民営化案が2案提案され、説明がなされた。

<前提>

- ・ 県が土地を一括してクラブウから借り受け、チボリ・ジャパン社に転貸する枠組みは維持するが、土地代は、全額チボリ・ジャパン社が負担する。
- ・ チボリ・インターナショナル社とは、再契約する。

<A案>

- ・ 現在の公園を、4haの公園ゾーンと8haの商業ゾーンとに分け、商業ゾーンにはアウトレットモールを誘致する。
- ・ 公園は、チボリ・ジャパン社が運営し、アウトレットモールは、チボリ・ジャパン社から土地の再転貸を受けた開発業者が運営する。

<B案>

- ・ 現在の公園は基本的に維持し、コンベンション施設の新設やアトラクションの増強等を行い、収益体制の強化を図る。

- ② A案に対しては、知事から、現在のクラブウとの借地契約は、公園の運営を目的としたものであり、このような全く新規の商業開発に対して、現在の転貸の枠組みを維持することは困難である旨を表明したところ、伊原木副会長も、現在の枠組みが維持されないのであれば経営の前提を欠くとして、A案を撤回された。

- ③ B案に対しては、伊原木副会長の経営手腕に懸けてみてはどうかとの意見も一部にはあったが、採算性の確保やチボリ・インターナショナル社との再契約を疑問視する意見が相次ぎ、知事も、合理的な収支見込みが示されず、チボリ・インターナショナル社との提携契約の目処も立たない現状では、現在の転貸の枠組みを維持することについて、議会及び県民の理解を得ることは困難である旨を表明したところ、A案と同様、経営の前提を欠くことから、採決を行うまでもないこととされた。

2 坂口社長の案

- ① A・B案がいずれも撤回又は実現不可能とされたことを受け、一部の取締役から、会社の解散を決議すべきであるとの提案がなされたが、他の取締役から、地元には公園を残したいとの強い思いがあり、解散を考える前に、他の可能性も検討すべきではないか、との意見が出され、これに応じて、坂口社長から次の案が提示された。

<坂口案>

- ・施設の規模及び内容はA案を基礎とするが、公園部分については、倉敷市の支援を前提として、チボリ・ジャパン社が運営する。
 - ・アウトレットモールは、十分な資金力と経営ノウハウを持つ、三井不動産株が開発・運営する。
 - ・現在の土地転貸の枠組みは基本的に維持するが、チボリ・インターナショナル社とは、再契約しない。
- ② この案に対しては、肯定、否定両方の意見が出されたが、知事は、純粋な民間の商業施設に対して、県が現在の転貸の枠組みを維持することが困難であることは、A案と同様であること、及び、公園部分については、その性格、規模等から県が主体となって存続を図ることはできず、倉敷市において検討されることが相当である旨を述べた。
 - ③ 倉敷市長は、これまでのチボリ公園事業の経緯を踏まえると、県の関与なしで、市が単独で公園を維持していくことは困難である旨を述べられた。

3 今後の方針等

- ① 以上の議論を踏まえ、A案・B案・坂口案のいずれも、現在の土地転貸の枠組みが維持されることが前提であり、県が転貸できないとする以上は、チボリ・ジャパン社として採り得る方策は尽きたとして、解散の決議を求める動議が出され、採決したところ、出席取締役11名のうち解散に賛成とするもの4名であり、解散動議は否決された。なお、解散に反対とするもの5名、棄権2名であった。
- ② 引き続き、来年1月以降の会社の在り方について協議した結果、次のとおり決定された。
 - ・坂口案を基礎に、クラブウから三井不動産株等が直接土地を貸借して事業化する、新たな枠組みの検討を進める。
 - ・これに関連し、倉敷市の支援を得て、坂口案に係る公園部分の維持を図る仕組みについても検討する。
 - ・今後、7月末までに、関係者間でそれぞれ協議・検討し、その結果を踏まえ、8月上旬を目途に取締役会を開催し、8月末には臨時株主総会を開催して、今後の会社の在り方を決定する。